

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び
農業用道路付替工事

事業認定申請書
手続の保留の申立書

長 崎 県
佐 世 保 市



21河 第 347 号

平成21年11月9日

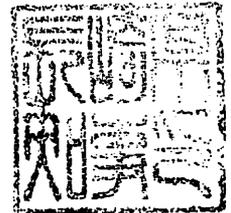
国土交通省

九州地方整備局長 岡本 博 様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子 原二郎



事業認定申請書

土地収用法第16条及び同法第138条第1項において準用する同法第16条の規定によ
って、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 長 崎 県
佐 世 保 市

- 2 事業の種類 二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、
町道及び農業用道路付替工事

3 起 業 地

1) 土 地

イ 収用の部分

ながさき ひがしそのぎ かわたな いしきごう つるどう うらのやま つぶき いわやごう
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂、字浦ノ山及び字ツブキ、岩屋郷
のいらばら こうばる こうばるびら はらいがわ やつえ うらのたに いわやのまえ
字野稻原、字川原、字川原平、字祓川、字矢杖、字浦ノ谷、字岩屋ノ前、
いわのうえ かんぞうびら おおひら ごんげんびら おおさこ ひやくどう ぼうのまえ
字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前、
せとのおじり せとのお すみあびら からつまいみちうえ からつまい しもはいさこ
字瀬戸ノ尾尻、字瀬戸ノ尾、字角合平、字狩集道上、字狩集、字下這迫、
かみはいさこ にたんだ おおやまぐち かみつじ しもつじ へいろくぶち かんたびら
字上這迫、字二反田、字大山口、字上辻、字下辻、字平六淵、字勘太平、
たるたに なかのこうち こばごう たりかど ささのもと かげのさこ
字タル谷及び字中ノ川内並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字陰ノ迫、
とびのす にしのさこ むかいばたけ しもこば
字鷺ノ巢、字西ノ迫、字迎 畠及び字下木場地内

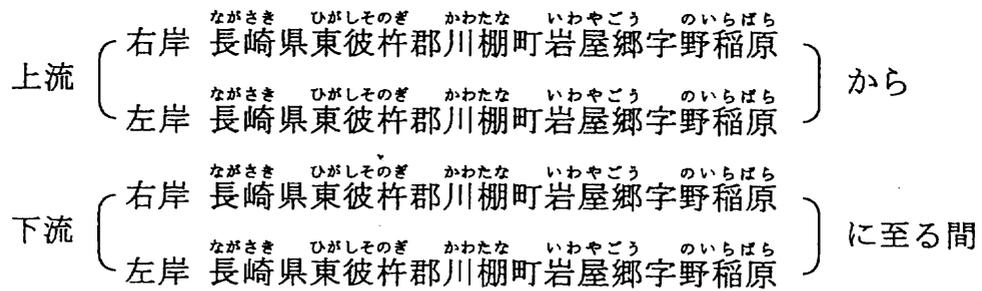
ロ 使用の部分

ながさき ひがしそのぎ かわたな いしきごう つるどう つぶき いわやごう はらいがわ
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂及び字ツブキ、岩屋郷字祓川、
しもはいさこ おおやまぐち こばごう たりかど ささのもと
字下這迫及び字大山口並びに木場郷字タリカド及び字笹ノ本地内

2) 漁業権

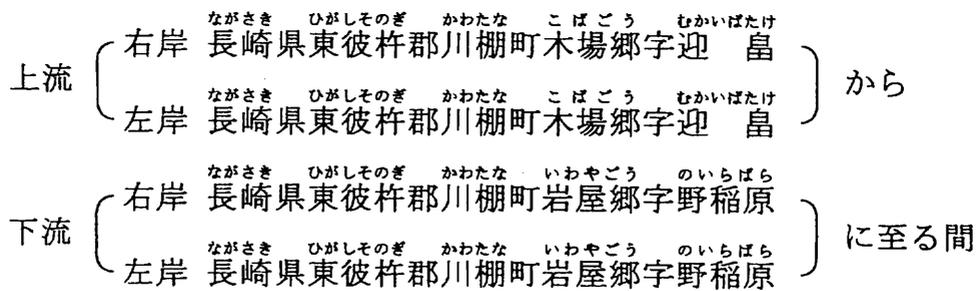
イ 収用の部分

二級河川川棚川水系石木川



ロ 使用の部分

二級河川川棚川水系石木川



4 事業の認定を申請する理由

二級河川川棚川水系川棚川（以下「川棚川」という。）は、その源を長崎県東彼杵郡波佐見町（以下「波佐見町」という。）の桃ノ木峠（標高375m）に発し、同町の中央部を西に流れ、支川野々川川、井石川、田別当川及び金屋川と合流して同町の人家連たん地域を貫流する。その後、同町の西部を南下して支川村木川、川内川、長野川及び志折川と合流し、同郡川棚町（以下「川棚町」という。）に入り猪乗川及び石木川を合わせた後大村湾に注ぐ、流路延長約19.4km、流域面積約81.4km²の河川である。

川棚川の流域は、地形的に山が迫り流路延長が短かく川幅も狭いことから、梅雨期や台風期には過去幾度となく災害を受けている。そのため、築堤や河床掘削、野々川ダムの建設等様々な治水対策を行ってきたが、平成2年7月2日の梅雨前線による豪雨により、川棚町全体で床上浸水97戸及び床下浸水287戸の甚大な被害を受けた。こうしたことから、これまでの治水対策では十分とは言えず、沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図るためには新たな治水対策が急務となっている。

一方、川棚川の河川水は、農業用水として利用されているほか、波佐見町、川棚町及び同県佐世保市の水道用水として広く利用されているが、渇水期の用水不足は著しく、水道水の取水に支障をきたしている状況にある。中でも昭和42年、昭和49年及び平成6年の渇水被害が甚大であった。

さらに、佐世保市では、安定水源の給水能力が不足しており、毎年節水の呼びかけを行っている状況にある。特に平成6年の渇水は、翌7年にも影響が及び、平成6年8月1日から同7年4月26日まで264日間もの給水制限を実施した。また、現在、人口の停滞などが生じているが、今後下水道の普及による生活用水の増加、

大口需要や新規計画といった営業用水の増加等も予想される。このように現在でも不足している水量に加え、将来の水需要の増大に対応するためには川棚川において新規水源の開発が急務となっている。

今回事業の認定を申請する事業（以下「本件事業」という。）は、このような治水及び利水両面に対処するため、基準地点山道橋における基本高水のピーク流量を1,400m³/秒とし、上流ダム群により270m³/秒の調節を行い、同基準地点での計画高水流量を1,130m³/秒とする「川棚川水系河川整備基本方針（平成17年11月策定）」及び「川棚川水系河川整備計画（平成19年3月策定・同21年3月変更）」に基づき、川棚川左支川石木川の長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地内に、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的とする多目的ダムを長崎県と佐世保市との共同事業として建設するものであり、土地収用法第3条第2号及び第18号に該当する事業である。

本件事業は、堤高55.4m及び堤頂長234.0mの重力式コンクリートダムの建設工事であり、昭和47年度より地質調査等の予備調査を開始以来、平成28年度の完成を目指し、現在鋭意施行中である。

また、本体事業の施行に伴い県道、町道及び農業用道路が遮断されるため機能回復を図る必要があることから、これらの施設の付替工事を関連事業として本体事業と併せて施行するものであり、土地収用法第3条第1号及び第5号に該当する事業である。

なお、河川法第79条第2項の規定によるダム建設の実施に関しては、平成21年3月11日付けで国土交通大臣（九州地方整備局長）から「石木ダム建設事業全体計画書（変更）」について支障ない旨の回答を得ており、水道法第10条第1項の規定による水道事業の認可（変更）に関しては、佐世保市が昭和51年1月10日付けで厚生労働大臣から認可を受けている。

また、ダム建設工事に関し、河川法第17条及び第66条に基づく兼用工作物の工事等の協議については河川管理者長崎県と水道事業者佐世保市において、平成19年9月7日付けで基本協定（変更）を締結し、同法第23条、第24条及び第26条第1項による水利使用の許可については、佐世保市（佐世保市水道事業管理者）が平成21年3月18日付けで河川管理者長崎県から許可を受けている。

これらの事業に必要な土地の面積は、収用の部分と使用の部分合わせて535,280㎡、土地所有者及び関係人は460名であり、平成9年11月から用地取得の協議を開始し、平成21年10月28日時点までに事業に必要な面積のうち約75%に当たる403,690㎡、土地所有者及び関係人のうち約43%に当たる199名については円満に協議が成立しているものである。

起業者としては、今後とも誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるが、任意による解決が困難な場合には速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

添 付 書 類

- 1 事業計画書（関連事業計画書含む） 添付書類第1号
- 2 法第4条に規定する土地に関する書類 添付書類第2号
 - (1) 法第4条に規定する土地に関する調書
 - (2) 法第4条地表示図〔起業地（土地）表示図と併用〕
 - (3) 法第4条に規定する土地の管理者の意見書 添付書類第3号
照会文（写） 8 通 回答文（写） 8 通
- 3 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 添付書類第4号
照会文（写） 2 通 回答文（写） 2 通
- 4 関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面 添付書類第5号
協議文（写） 3 通 回答文（写） 3 通
- 5 事業の施行に関して行政機関の認可等があったことを証する書面 添付書類第6号
 - (1) 河川法第79条第2項による回答文（写）
 - (2) 水道法第10条第1項に基づく認可書（写）
 - (3) 河川法第23条、第24条及び第26条第1項に基づく許可書（写）
- 6 法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面 添付書類第7号
- 7 法第136条第1項に規定する委任関係があったことを証する書面 添付書類第8号
委任状（写） 1 通

8 起業地及び事業計画を表示する図面

(1) 起業地を表示する図面

イ 位 置 図	(縮尺 25,000分の1)	1 葉	添付図面第 1 号
ロ 起業地 (土地) 表示図	(縮尺 2,500分の1)	1 葉	添付図面第 2 号
ハ 起業地 (漁業権) 表示図	(縮尺 2,500分の1)	1 葉	添付図面第 3 号

(2) 事業計画を表示する図面

イ 事業計画表示図	〔起業地 (土地) 表示図と併用〕		
ロ ダ ム 平 面 図	(縮尺 500分の1)	1 葉	添付図面第 4 号
ハ ダ ム 上 下 流 面 図	(縮尺 500分の1)	1 葉	添付図面第 5 号
ニ ダ ム 標 準 断 面 図	(縮尺 300分の1)	1 葉	添付図面第 6 号
ホ 付 替 道 路 標 準 断 面 図	(縮尺 100分の1)	2 葉	添付図面第 7 号
ヘ 付 替 道 路 ル ー ト 比 較 図	(縮尺 5,000分の1)	1 葉	添付図面第 8 号

(3) 参考図 (起業地表示図) (縮尺 2,500分の1) 1 葉

添付書類第1号

事業計画書

(関連事業計画書を含む)

1 事業計画の概要

二級河川川棚川水系川棚川（以下「川棚川」という。）は、その源を長崎県東彼杵郡波佐見町（以下「波佐見町」という。）の桃ノ木峠（標高375m）に発し、同町の中央部を西に流れ、支川野々川川、井石川、田別当川及び金屋川と合流して同町の人家連たん地域を貫流する。その後、同町の西部を南下して支川村木川、川内川、長野川及び志折川と合流し、同郡川棚町（以下「川棚町」という。）に入り猪乗川及び石木川を合わせた後大村湾に注ぐ、流路延長約19.4km、流域面積約81.4km²の河川である。

川棚川の流域は、地形的に山が迫り流路延長が短かく川幅も狭いことから、梅雨期や台風期には過去幾度となく災害を受けている。そのため、築堤や河床掘削、野々川ダムの建設等様々な治水対策を行ってきたが、平成2年7月2日の梅雨前線による豪雨により、川棚町全体で床上浸水97戸及び床下浸水287戸の甚大な被害を受けた。こうしたことから、これまでの治水対策では十分とは言えず、沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図るためには新たな治水対策が急務となっている。

一方、川棚川の河川水は、農業用水として利用されているほか、波佐見町、川棚町及び同県佐世保市の水道用水として広く利用されているが、渇水期の用水不足は著しく、水道水の取水に支障をきたしている状況にある。中でも昭和42年、昭和49年及び平成6年の渇水被害が甚大であった。

さらに、佐世保市では、安定水源の給水能力が不足しており、毎年節水の呼びかけを行っている状況にある。特に平成6年の渇水は、翌7年にも影響が及び、平成6年8月1日から同7年4月26日まで264日間もの給水制限を実施した。また、現在、人口の停滞などが生じているが、今後下水道の普及による生活用水の増加、

大口需要や新規計画といった営業用水の増加等も予想される。このように現在でも不足している水量に加え、将来の水需要の増大に対応するためには川棚川において新規水源の開発が急務となっている。

ちなみに、新規水源（40,000 m^3 /日）については、佐世保市では地形上河川からの取水が困難であることから、海水淡水化や地下ダムなど考えられる案の検討を行い、石木ダムからの取水が最も合理的であると判断している。

川棚川の改修は、昭和31年8月の洪水を契機として、昭和33年から河川改修事業により河口～波佐見町館橋間の築堤、護岸及び掘削等に着手するとともに、昭和42年7月の洪水を契機として、昭和43年から野々川ダム（川棚川右支川野々川）の建設に着手して昭和47年に完成させた。しかしながら、川棚川は全川にわたり現況河道の疎通能力が低いことから、最近の降雨資料をもとに、基準地点山道橋における基本高水のピーク流量を1,400 m^3 /秒とし、上流ダム群により270 m^3 /秒の調節を行い、同基準地点での計画高水流量を1,130 m^3 /秒とする「川棚川水系河川整備基本方針（平成17年11月）」及び「川棚川水系河川整備計画（平成19年3月）」を策定（「川棚川水系河川整備計画」は平成21年3月変更）したところである。

また、河川法第79条第2項の規定によるダム建設の実施に関しては、平成21年3月11日付けで国土交通大臣（九州地方整備局長）から「石木ダム建設事業全体計画書（変更）」について支障ない旨の回答を得ているものである。

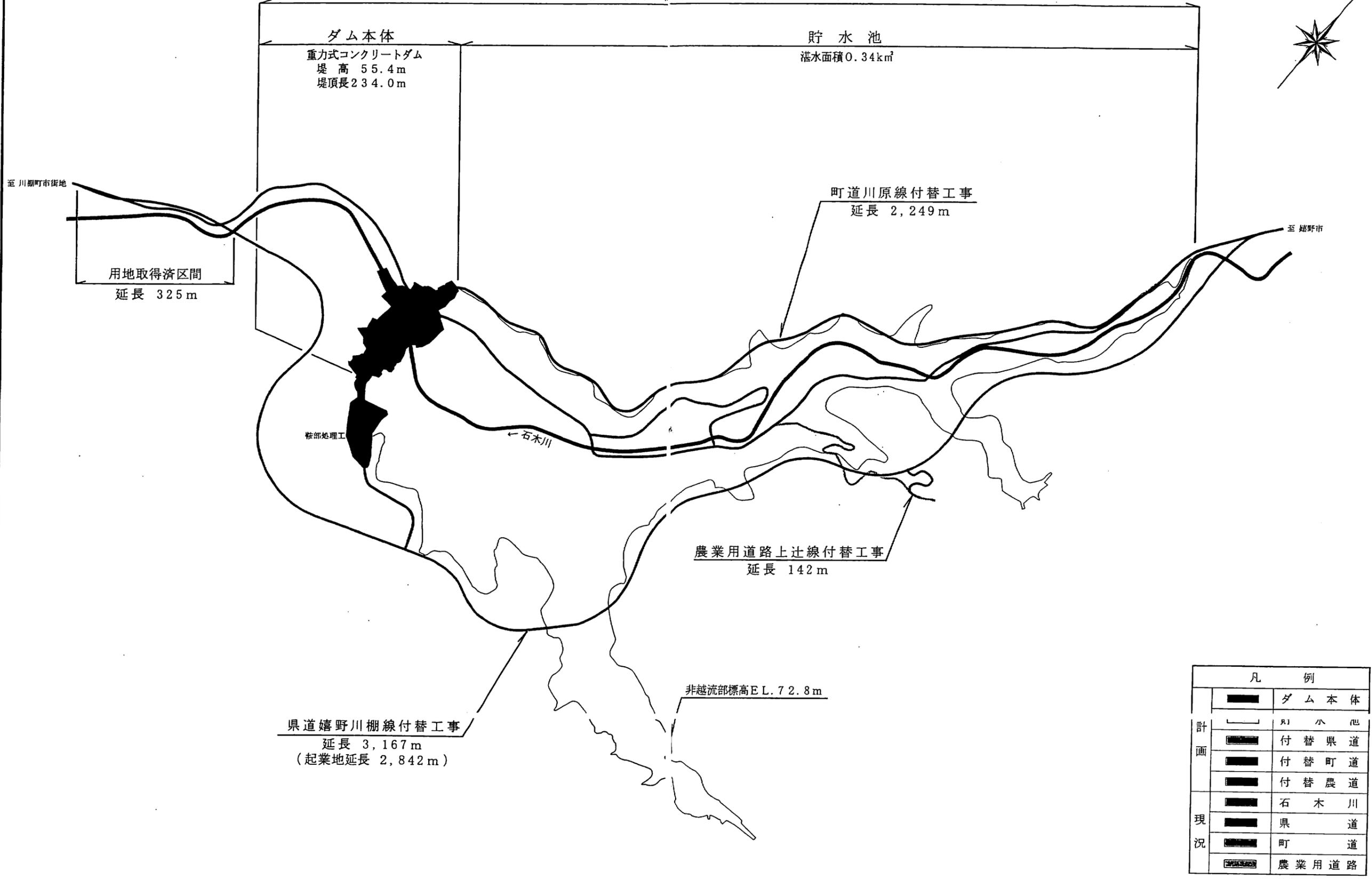
今回申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、上記「川棚川水系河川整備基本方針」、「川棚川水系河川整備計画（変更）」及び「石木ダム建設事業全体計画書（変更）」に基づき、川棚川左支川石木川の長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地内に総貯水容量5,480,000 m^3 の重力式コンクリートダムを長崎県と佐世保市との共同事業（平成19年9月7日付け変更基本協定締結）として建設し、洪水の調

節を行い、流水の正常な機能の維持を図るとともに、新たに最大40,000m³/日の水道水の供給を図ろうとするものである。

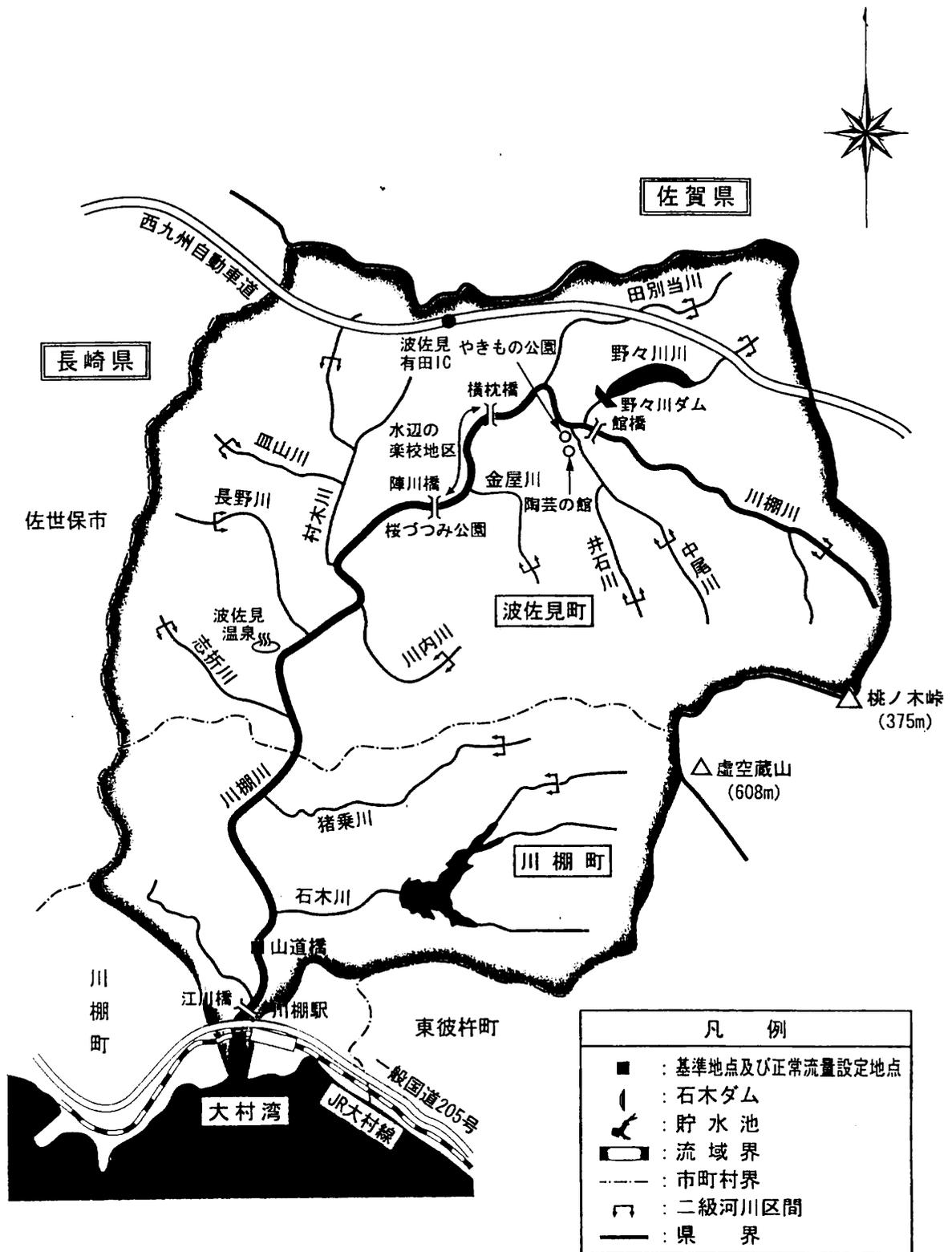
本件事業の事業概要及び計画諸元は次のとおりである。

石木ダム建設工事事業概要図

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事



川棚川水系流域図

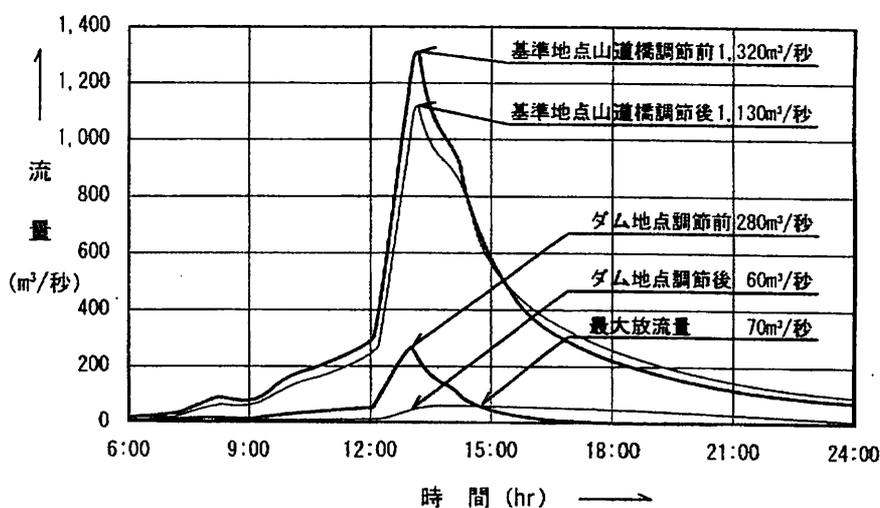


(1) ダム事業計画

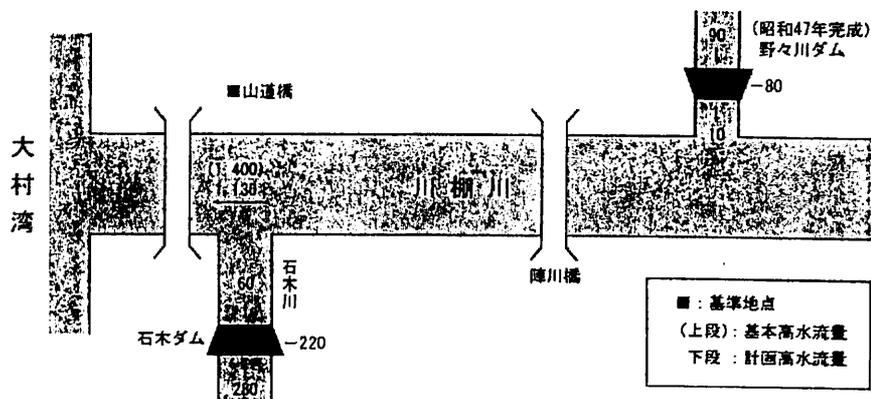
イ) 洪水調節計画

洪水調節計画は、自然調節方式とし、ダム地点における計画高水流量 $280\text{m}^3/\text{秒}$ のうち、 $220\text{m}^3/\text{秒}$ を調節し、 $60\text{m}^3/\text{秒}$ （最大 $70\text{m}^3/\text{秒}$ ）を放流する。これに要する貯水容量は $1,950,000\text{m}^3$ である。

洪水調節図



計画高水流量配分図 (単位: $\text{m}^3/\text{秒}$)



ロ) 流水の正常な機能の維持計画

川棚川は、渇水期の用水不足は著しく、水道用水の取水に支障をきたしている状況にある。中でも昭和42年、昭和49年及び平成6年の渇水被害が特に甚大であった。

したがって、既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量（1月～3月 $0.090\text{m}^3/\text{秒}$ 、4月～12月 $0.120\text{m}^3/\text{秒}$ ）をダムにより確保する。これに要する貯水容量は $740,000\text{m}^3$ である。

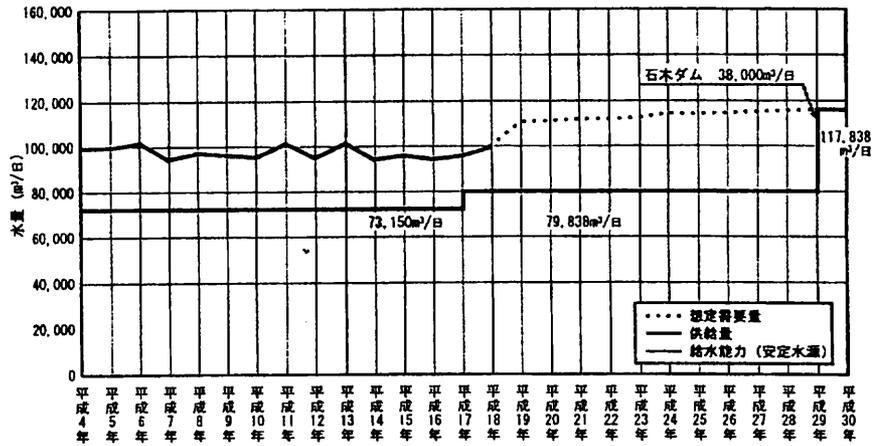
ハ) 水道用水計画

佐世保市の水道は、平成18年度現在における給水人口244,104人、1日最大給水量は $99,318\text{m}^3/\text{日}$ である。これに対して、既存の安定水源の給水能力は約 $80,000\text{m}^3/\text{日}$ であり、1日最大給水量としては、約 $19,000\text{m}^3/\text{日}$ もの不足をきたす状況にある。このため、毎年節水の呼びかけを行っている状況にある。

また、現在、人口の停滞などが生じているが、今後下水道の普及による生活用水の増加、大口需要や新規計画といった営業用水の増加等により、平成29年度には給水人口233,694人、1日最大給水量は $117,300\text{m}^3/\text{日}$ になると予想している。

このように、現在でも不足している水量に加え、将来の水需要の増大に対応するため、ダムにより $40,000\text{m}^3/\text{日}$ （給水量 $38,000\text{m}^3/\text{日}$ ）の新規水源の開発を行うものである。これに要する貯水容量は $2,490,000\text{m}^3$ である。

佐世保市の水需要と給水計画



以上、これらの用途のために必要な貯水容量5,180,000m³を有効貯水量とし、これに流域の状況を考慮して計画堆砂量(100年)300,000m³を確保するものである。

(2) ダム及び貯水池等の計画諸元

イ) 本体事業

ダム及び貯水池等の計画諸元は次のとおりである。

① ダム

重力式コンクリートダム	
河川名	二級河川川棚川水系石木川
位置	左岸：長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地内
	右岸：長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地内
堤高	55.4m
堤頂長	234.0m
堤体積	157,000m ³
基礎岩盤標高	E L. 18.2m
非越流部標高	E L. 72.8m
ダム天端標高	E L. 73.6m
ダム天端幅	5.0m
計画高水流量	280m ³ /秒
計画最大放流量	70m ³ /秒 (サーチャージ水位80m ³ /秒)
洪水調節流量	220m ³ /秒
非常用洪水吐	クレスト自由越流：高さ2.3m×幅12.5m×5門
常用洪水吐	一面ベルマウス型式：高さ2.0m×幅2.4m×2門

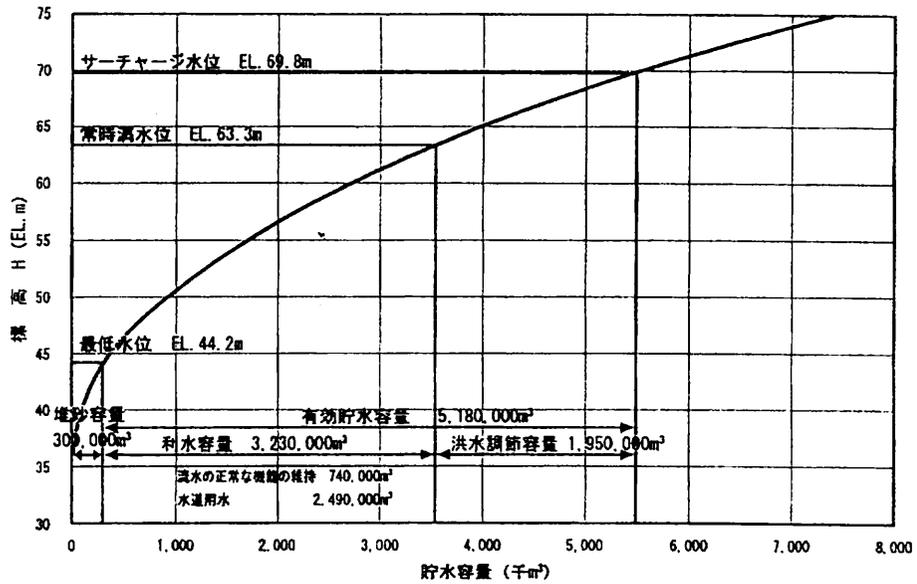
② 貯水池

貯水池	
集水面積	9.3km ²
湛水面積	0.34km ²
総貯水容量	5,480,000m ³
有効貯水容量	5,180,000m ³
堆砂容量	300,000m ³
設計洪水位	E L. 71.8m
サーチャージ水位	E L. 69.8m
常時満水位	E L. 63.3m
最低水位	E L. 44.2m

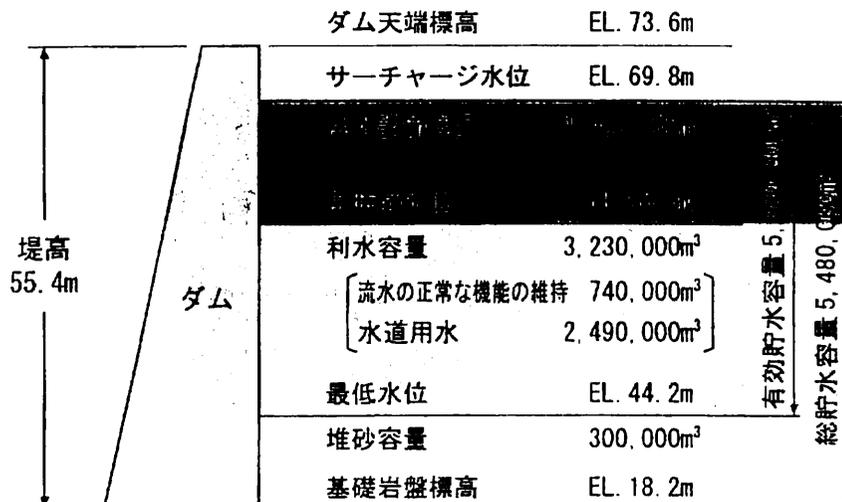
③ その他

鞍部処理工	
堤高	8.9m
堤頂長	132.0m
堤体積	24,100m ³
基礎岩盤標高	E L. 65.7m
天端標高	E L. 74.6m
天端幅	5.0m

貯水池容量曲線図



貯水池容量配分図



ロ) 関連事業

本体事業の施行に伴い、県道、町道及び農業用道路の付替工事が生じたもので、従来の機能回復を図るため、これらの施設の管理者との協議によって事業に必要な範囲で本体事業と併せて施行するものであり、その計画概要は次のとおりである。

関連事業計画書

図面 表示 番号	施設の種類及び 名称	管理者	工事箇所	現 況			計 画			備考
				延長	幅員	構造 型式	延長	幅員	構造 型式	
イ	県道嬉野 川棚線	長崎県	長崎県東彼 杵郡川棚町 石木郷、岩 屋郷及び木 場郷地内	2,340m	5.5m	アスファルト コンクリート 舗装	2,842m	5.5m	アスファルト コンクリート 舗装	
ロ	町道 川原線	川棚町	長崎県東彼 杵郡川棚町 石木郷、岩 屋郷及び木 場郷地内	535m	3.0m	コンクリート 舗装	2,249m	4.0m	アスファルト コンクリート 舗装	
ハ	農業用道路 上辻線	川棚町	長崎県東彼 杵郡川棚町 岩屋郷地内	410m	3.5m	コンクリート 舗装	142m	3.5m	コンクリート 舗装	

※県道嬉野川棚線の計画延長2,842mは、付替全体計画延長3,167mの区間のうち、用地取得済区間を除いた起業地の延長である。

2 事業の開始及び完成の時期

(1) 本体事業

開	始	の	時	期	平	成	9	年	11	月
完	成	の	時	期	平	成	29	年	3	月

(2) 関連事業

開	始	の	時	期	平	成	9	年	11	月
完	成	の	時	期	平	成	29	年	3	月

3 事業に要する経費及びその財源

(1) 経 費

(単位：百万円)

区分 科目	事業に 要する費用	事業に要する費用の内訳		
		平成20年度以前	平成21年度	平成22年度以降
工事費	8,559	63	4	8,492
用地費 及び 補償費	16,001	9,716	220	6,065
その他	3,940	3,444	156	340
計	28,500	13,223	380	14,897

※ 上記経費は関連事業費を含む。

(2) 財 源

イ) 支出科目

区 分	治水事業費		水道事業費	
	国土交通省	長 崎 県	厚生労働省	佐 世 保 市
会 計 名	社会資本整備事業特別会計	一 般 会 計	一 般 会 計	水道事業会計
款	—	土 木 費	—	資 本 的 支 出
項	河川整備事業費	河川海岸費	水道施設整備費	建設改良費
目	河川総合開発事業費補助	河川開発費	水道施設整備費補助	第9期拡張事業費

ロ) 負担区分

(単位：百万円)

治水事業費	18,525	国土交通省	9,262.5
		長崎県	9,262.5
水道事業費	9,975	厚生労働省	3,325
		佐世保市	6,650
計	28,500		28,500

ハ) 負担割合

	負担割合			根拠法令
	治水事業費	650/1,000	国土交通省	
	長崎県		1/2	
水道事業費	350/1,000	厚生労働省	1/3	水道法第44条
		佐世保市	2/3	

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

本件事業は、川棚川総合開発事業の一環として、川棚川左支川石木川の長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地内に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道水の供給を目的とした多目的ダムである石木ダムを建設する事業であり、その事業効果は以下のとおりである。

(1) 本体事業

イ) 洪水調節効果

川棚川流域の気候は、対馬暖流の影響を受けるため西海型気候に分類され、年平均気温17℃程度、1月の平均気温6℃以上と比較的温暖であり、年平均降水量は2,000mm程度（佐世保測候所）で梅雨や台風の影響を受けるため6月～9月の降水量が多くなっている。

川棚川の流域は、地形的に山が迫り河川の流路延長が短かく川幅も狭いことから、梅雨期や台風期には過去幾度となく災害を受けてきた。主な災害としては、昭和23年9月、同31年8月、同42年7月及び平成2年7月があるが、近年では平成2年7月2日の梅雨前線による豪雨により、川棚町全体で床上浸水97戸及び床上浸水287戸の甚大な被害を受けた（表－1参照）。特に下流域の川棚町役場等の公共施設や川棚町商店街などがある中心市街地では、堤防を越水したことにより、水位が人の胸付近まで上がり、家屋は床上まで浸水し、また主要幹線道路である一般国道205号についても水位が人の膝付近まで上がり、交通機関が麻痺状態になるなど、町民の日常生活等に多大な影響を与えた。

表－1 被害実績表

発生年月日	水文状況	川棚町全体の被害状況	
	24時間雨量		
昭和23年9月11日 (低気圧)	384.2mm	床上浸水 800戸 床下浸水 1,200戸	<ul style="list-style-type: none"> ①死者11名、橋梁損壊54箇所 ②堤防が決壊し、床上・床下の浸水被害 ※宿、栄町、平島、上組が特に被災を受けた。 ③川棚川に架かる橋梁で、JR橋と山道橋を除く橋梁は、全て流失した。
昭和31年8月27日 (停滞前線)	279.5mm	床上浸水 251戸 床下浸水 550戸	<ul style="list-style-type: none"> ①川棚川の東部地区で堤防が決壊し、水田10haが河原となった。
昭和42年7月9日 (梅雨前線)	222.8mm	床上浸水 15戸 床下浸水 113戸	<ul style="list-style-type: none"> ①川棚川の岩立より上流地域では、各所で堤防が決壊した。特に五反田では40mも決壊し、泥水が流出し被害が増大した。 ②中山地区では、堤防を越流し、川と背後地の区別がつかない状況であった。 ③栄町付近では、江川橋の欄干まで、約50cmまで達している。また、JR橋すれすれに増水する危険が生じた。
平成2年7月2日 (梅雨前線)	348.2mm	床上浸水 97戸 床下浸水 287戸	<ul style="list-style-type: none"> ①栄町、宿では堤防を越流し、床下、床上浸水となった。特に、宿の住宅街及び栄町商店街では、人の胸付近まで水位が上がった。これにより、国道も膝までつかった。 ②中組も越流により、川と背後地の区別がつかない状況であった。

※出典：川棚川水系河川整備基本方針・整備計画 参考資料 治水計画編 平成19年3月 長崎県策定。
 ※昭和31年8月27日の雨量は、川棚中学校による臨時観測。

本件事業が対象としている規模の洪水が発生した場合に、はん濫による浸水が想定される区域（以下「浸水想定区域」という。）の面積は下流域の川棚町役場等の公共施設や川棚町商店街などがある中心市街地を中心に109ha、その区域内の棟数は1,448棟、人口は1,697人（表－2参照）であり、沿川地域住民は長期間にわたり危険な状態での生活が強いられている。

また、川棚町は、浸水想定区域を表示した「川棚川洪水ハザードマップ」を作成し、沿川地域住民に配布しているほか、川棚町役場や各地区公民館等で掲示するなど、水害発生の危険性について周知を行っている。

表－2 浸水想定区域内の状況

対象洪水	項目	数量
計画規模の洪水	浸水想定区域面積(ha)	109
	浸水想定区域内棟数(棟)	1,448
	浸水想定区域内人口(人)	1,697

※ 長崎県石木ダム建設事務所資料による。

さらに、川棚川は「長崎県水防計画（平成21年度）」の中で、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあると認められ、県知事が水防警報を行う河川（県内4河川を県知事が指定）に位置付けられている。

このような状況から、川棚川水系治水対策の一環として、左支川石木川の長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地内に石木ダムを建設し、貯水容量1,950,000m³をもってダム地点において220m³/秒の調節を行い、下流の河川流量を低減させ、洪水被害の軽減を図ろうとするものである。

本件事業が完成すれば、川棚町の中心市街地を洪水から防御し、沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となるなど、社会的及び経済的効果は著しく公益性は極めて大なるものである。なお、本件事業による治水効果は、年平均被害軽減期待額約7.8億円と推計される。

ロ) 流水の正常な機能の維持効果

川棚川は、渇水期の用水不足は著しく、水道用水の取水に支障をきたしている状況にある。中でも昭和42年、昭和49年及び平成6年の渇水被害が甚大であった(表-3参照)。

このような状況から、既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量(1月~3月0.090m³/秒、4月~12月0.120m³/秒)をダムにより確保するものである。

本件事業が完成すれば、渇水時においても、既得の農業用水及び水道用水(川棚町水道用水、佐世保市水道用水)を安定的に供給することが可能となり、また水生生物の生息・生育環境や河川の景観を保全することも可能となるなど、社会的及び経済的効果は著しく公益性は極めて大なるものである。

表-3 川棚町の渇水被害実績及び渇水対策の実施状況

年 月	摘 要
昭和42年 7月	7月17日~10月11日(87日間)水田40%用水なし、みかんも打撃受ける
昭和49年 1月	19日間の干ばつ被害
昭和49年 8月	23日間の干ばつ被害
昭和59年 8月	「節水のお願い」チラシ配布 農業用水の5割を水道水として使用 毎日700m ³ の水不足、2割の節水要請
平成6年 8月	「給水制限」のお知らせ配布 工場・事務所へ節水協力依頼 実施直前の降雨により解除
平成17年 6月	「節水のお願い」チラシ配布 工場・事務所へ節水協力依頼

※ 川棚町役場調べによる。

ハ) 水道用水効果

佐世保市の水道は、平成18年度現在における給水人口244,104人、1日最大給水量は99,318 m^3 /日である。これに対して、既存の安定水源の給水能力は約80,000 m^3 /日であり、1日最大給水量としては、約19,000 m^3 /日もの不足をきたす状況にある。このため、不安定水源からの取水も合わせて給水を行っているが、昭和53年、同57年、同59年から同61年まで、同63年、平成元年、同5年から同11年まで、同15年から同17年まで及び同19年から同20年までの過去の渇水時に渇水調整や地域住民への節水の呼びかけを行うなど、頻繁に渇水対策が強いられてきた。特に平成6年の渇水は、翌7年にも影響が及び、その中でも南部水系では平成6年8月1日から同7年4月26日まで264日間もの給水制限を実施（表-4参照）し、一般家庭のほか、無床病院、乳児園・保育園・幼稚園、小学校・中学校・高等学校、老人福祉施設や大型工場等も給水制限が実施されるなど、市民の日常生活及び経済活動に多大な影響を与えた。

また、現在、人口の停滞などが生じているが、今後下水道の普及による生活用水の増加、大口需要や新規計画といった営業用水の増加等により、平成29年度には給水人口233,694人、1日最大給水量は117,300 m^3 /日になると予想している。

このように、現在でも不足している水量に加え、将来の水需要の増大に対応するため、ダムにより40,000 m^3 /日（給水量38,000 m^3 /日）の新規水源の開発を行うものである。

本件事業が完成すれば、佐世保市においては日量40,000 m^3 （0.463 m^3 /秒を山道橋地点において取水）の安定水源が確保され、民生の安定に寄与するなど、社会的及び経済的効果は著しく公益性は極めて大なるものである。

表－4 渇水対策の実施状況（昭和50年度以降）

年 月 日	給 水 制 限 内 容	貯水率 (%)
昭和53年 6月1日 6月7日 6月11日	24時間断水を実施 43時間断水を実施 給水制限を解除	26.9 21.3 86.0
昭和57年 6月30日 7月11日	7月13日から24時間断水の給水制限を予定 給水制限予定中止（201mmの降雨）	61.5
昭和59年 3月19日 4月5日	4月20日から給水制限を予定 給水制限予定中止（65mmの降雨）	44.1
昭和60年 2月8日 2月19日	3月4日から給水制限を予定 給水制限予定中止（91mmの降雨）	41.5
昭和60年 8月26日 9月2日	節水P R 警戒体制解除（115mmの降雨）	56.7
昭和61年 9月16日 9月19日	10月11日から給水制限を予定 給水制限予定中止（142mmの降雨）	50.6
昭和63年 2月22日 3月14日	節水P R 警戒体制解除（68mmの降雨）	50.3
平成元年 1月10日 1月21日	1月23日から24時間断水の給水制限を予定 給水制限予定中止（142mmの降雨）	35.9
平成5年 2月16日 3月25日	節水P R 警戒体制解除（186mmの降雨）	48.1
平成6年 8月1日 8月7日 8月24日 8月26日 9月15日 平成7年 3月6日 4月26日	14時間断水を実施 18時間断水を実施 43時間断水を実施 20時間断水に緩和 18時間断水に緩和 減圧給水方式に緩和 給水制限解除	59.2 53.0 35.3 33.4 28.1 41.4 66.7
平成7年12月20日 平成8年4月20日	節水P R 警戒体制解除	67.8 79.3
平成9年11月7日 11月22日	節水P R 警戒体制解除	75.1 82.5
平成10年 9月10日 10月19日	節水P R 警戒体制解除	79.1 89.6

年 月 日	給 水 制 限 内 容	貯水率 (%)
平成11年 1月5日 1月7日 1月11日 3月13日 3月26日 4月5日	渇水対策会議 節水PR 渇水対策本部設置 節水PR解除(3月14日:25mm、3月18日:25mm、 3月25日:11mmの降雨) 渇水対策本部解散	65.0 63.4 60.5 53.2 67.0 77.9
平成15年10月22日 11月10日	渇水対策会議(このまま雨が降らなければ、12月 初めには貯水量が50%と予測) 警戒体制解除(11月2日:25mm、11月5日:61mm、 11月10日:22mmの降雨)	82.3 86.7
平成16年 8月16日 8月30日	渇水対策検討(梅雨明け後の降雨、23mm)(この まま雨が降らなければ、9月後半には貯水量が50 %と予測) 警戒解除(8月17日:33mm、8月18日:20mm、8 月23日:37mm、8月29日、30日:149mmの降雨)	84.5 96.0
平成17年 6月20日 6月21日 6月22日 6月27日 7月1日 7月2日 7月9日 7月12日	渇水対策会議 水道局、佐世保市ホームページで節水のお願いを 公開 広報PR 渇水対策本部設置 第一次(減圧)給水制限 実施 第一次(減圧)給水制限 解除 渇水対策本部解散	69.5 68.6 67.9 64.3 62.5 62.8 83.0 96.0
平成19年11月5日 11月6日 11月15日 11月23日 11月27日 12月3日 12月8日 12月15日	渇水対策会議 広報PR(チラシ、TV、ラジオ等) 水道局渇水対策本部設置 第一次減圧作業開始(市民プール閉鎖) 佐世保市渇水対策本部設置 長崎県渇水対策本部設置 時間給水制限の当面延期決定 第二次減圧作業開始	65.4 65.1 60.8 56.9 55.8 54.4 54.2 54.7
平成20年 1月16日 2月13日 4月30日	第一回人工降雨実験実施 第二回人工降雨実験実施 渇水対策本部解散	61.6 66.4 95.1

※ 佐世保市水道局調べによる。

二) 環境に与える影響

本件事業は、「環境影響評価の実施について」(昭和59年閣議決定)、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)及び「長崎県環境影響評価条例」(平成11年長崎県条例第27号)(以下「条例アセス」という。)に定める対象事業の要件には該当しないが、起業者としては、本件事業の事業規模が大きいことから、平成5年8月から任意で実施していた環境に係る調査・検討を基に新たな知見を加えたところで、条例アセスに基づいて実施することとし、工事中においては大気汚染、騒音、振動、低周波音、水質汚濁、水象、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的文化的環境、廃棄物等を、また施設等の存在及び供用においては水質汚濁、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的文化的環境を調査、予測及び評価の項目に選定し検討を行った。

調査及び予測により、影響を受けると考えられる場合の環境保全措置を検討した結果、事業の実施による環境への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が可能であると評価した。なお、予測の不確実性の程度の大きい項目について、環境保全措置を講じる場合、又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合においては、環境の変化が著しいものとなるおそれがあるときは工事中及びダム完成後に環境の状況を把握するための事後調査を予定している。

また、本件事業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財は存在しないことを確認しており、施工中において遺跡等が確認された場合は、長崎県教育委員会との協議により記録保存等の措置を講じることとしているため、本件事業の施行により周知の埋蔵文化財包蔵地に与える影響は軽微であると予測される。

さらに、本件事業の早期完成を求める声は強く、佐世保市、川棚町、石木ダム

建設促進佐世保市民の会等からは、早期整備促進を強く要望されている。また、長崎県は、石木ダムの建設を「長崎県長期総合計画 後期5か年計画（平成17年8月策定）」の中で重点プロジェクトとして掲げ、推進しているところである。

以上のとおり、本件事業は、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的とする治水及び利水両面にわたり大きな役割を果たす多目的ダムの建設工事であり、事業によって発生する効果は多大で、その公益性は極めて大なるものである。

(2) 関連事業

本体事業の施行に伴い、県道、町道及び農業用道路が遮断される。これらの施設は地域住民の日常生活上及び農業経営上必要不可欠なものであり、遮断したまま放置し、機能を停止させることは許されないものである。したがって、これらの施設の機能維持のため関連事業として、本体事業と併せて施行するもので、その公益性は大なるものである。

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

イ 収用の部分

区分 地目	単位	本体事業		関連事業			計
		ダム本体部	貯水池	県道	町道	農業用道路	
宅地	m ²	2,260	26,940	—	370	—	29,570
田	m ²	1,110	132,380	7,170	320	—	140,980
畑	m ²	950	30,870	1,030	2,620	530	36,000
雑種地	m ²	5,110	5,400	11,080	—	70	21,660
山林	m ²	6,810	104,220	58,590	45,980	630	216,230
墓地	m ²	690	2,210	—	—	—	2,900
ため池	m ²	—	10	50	—	—	60
道路	m ²	900	29,480	1,730	1,300	130	33,540
河川	m ²	2,060	40,340	130	200	—	42,730
水路	m ²	50	8,990	900	250	30	10,220
計	m ²	19,940	380,840	80,680	51,040	1,390	533,890

ロ 使用の部分

区分 地目	単位	本体事業		関連事業			計
		ダム本体部	貯水池	県道	町道	農業用道路	
畑	m ²	250	—	—	—	—	250
山林	m ²	570	—	220	110	—	900
墓地	m ²	210	—	—	—	—	210
道路	m ²	30	—	—	—	—	30
計	m ²	1,060	—	220	110	—	1,390

(2) 収用又は使用しようとする権利の種類、内容及び権利の数量等

イ 収用の部分

種類	権利の内容	権利の数量	備考
漁業権	内水面第五種 共同漁業権	1	あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ

ロ 使用の部分

種類	権利の内容	権利の数量	備考
漁業権	内水面第五種 共同漁業権	1	あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ

(3) 起業地内にある主な物件の数量

	単位	数量	備考
建物	戸	67	うち移転済54戸

(4) これらを必要とする理由

イ) 土 地

貯水池のサーチャージ水位の標高は69.8mであり、これは220m³/秒の洪水調節を行うために必要な容量を確保し、併せて流水の正常な機能の維持及び水道用水に必要な容量を確保するための最小限のものである。したがって、貯水池用地については、満水時における風波浪等の影響を考慮して河川管理施設等構造令に定める堤体の非越流部の標高72.8m以下の土地を必要とするものである。

ダム本体用地については、事業計画の概要で述べた堤高55.4m及び堤頂長234.0mの重力式コンクリートダム並びに堤高8.9m及び堤頂長132.0mの鞍部処理工を築造するために、また関連事業の用地については、県道、町道及び農業用道路を付け替えるために必要な最小限のものである。

なお、使用する土地については、鞍部処理工の設置工事、付替県道及び付替町道の橋台及び擁壁設置工事の床掘のために工事期間中一時的に必要な最小限のものである。

ロ) 漁業権

本件事業に必要な起業地内に設定されている漁業権は、ダム本体部については収用を、また貯水池については使用（永久的）を必要とするものである。

ハ) 物 件

物件は、起業地内に存在し、土地を事業の用に供するため起業地外に移転を要する主なものである。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

(1) 本体事業

本件事業は、川棚川総合開発事業の一環として、川棚川左支川石木川の長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地内に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的とした石木ダムを建設するものであり、これらの諸目的を達成するための起業地（ダムサイト位置）は、次のとおり比較検討のうえ選定したものである。

まず、石木ダムのダムサイトを川棚川水系のどの位置に建設するかであるが、①雨水の集水区域が多いこと、②川棚町市街地に対する地域防災的な役割が高いこと、③利水受益地である佐世保市に近いこと等を条件に考慮すると、川棚川水系石木川が妥当であると判断した。

次に、川棚川水系石木川でのダムサイトの候補地であるが、①貯水に必要なダム高を確保できるよう両岸が十分高いこと、②ダム堤頂長を短くするために両岸の山が近接していること、③ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件に次の3案を候補地として選定した。

イ) 第1案（上流サイト）… 石木川と岩屋川の合流点

ロ) 第2案（中流サイト）… 石木川と岩屋川の合流点から下流約200m地点

ハ) 第3案（下流サイト）… 石木川と岩屋川の合流点から下流約400m地点

そして、地表踏査及びボーリング等の調査に基づき、これら3案について比較検討のうえ、次の理由により第3案（下流サイト）を石木ダムのダムサイト位置と決定した。

イ) 第1案 (上流サイト)

本案は、支障家屋が3案中最も少なくなるという点はあるものの、次のような不利な点があり採用できない。

- ①ダムの規模が3案中最も大きくなり、施工性に劣る。
- ②貯水効率が3案中最も劣る。
- ③事業費が3案中最も高額となる。

ロ) 第2案 (中流サイト)

本案は、支障家屋が第3案に比べ少なくなるという点はあるものの、次のような不利な点があり採用できない。

- ①ダムの規模が第3案に比べ大きくなり、施工性に劣る。
- ②貯水効率が第3案に比べ劣る。
- ③事業費が第3案に比べ高額となる。

ハ) 第3案 (下流サイト：申請案)

本案は、支障家屋が3案中最も多くなるという点はあるものの、次のような利点があり3案中最も優れた案である。

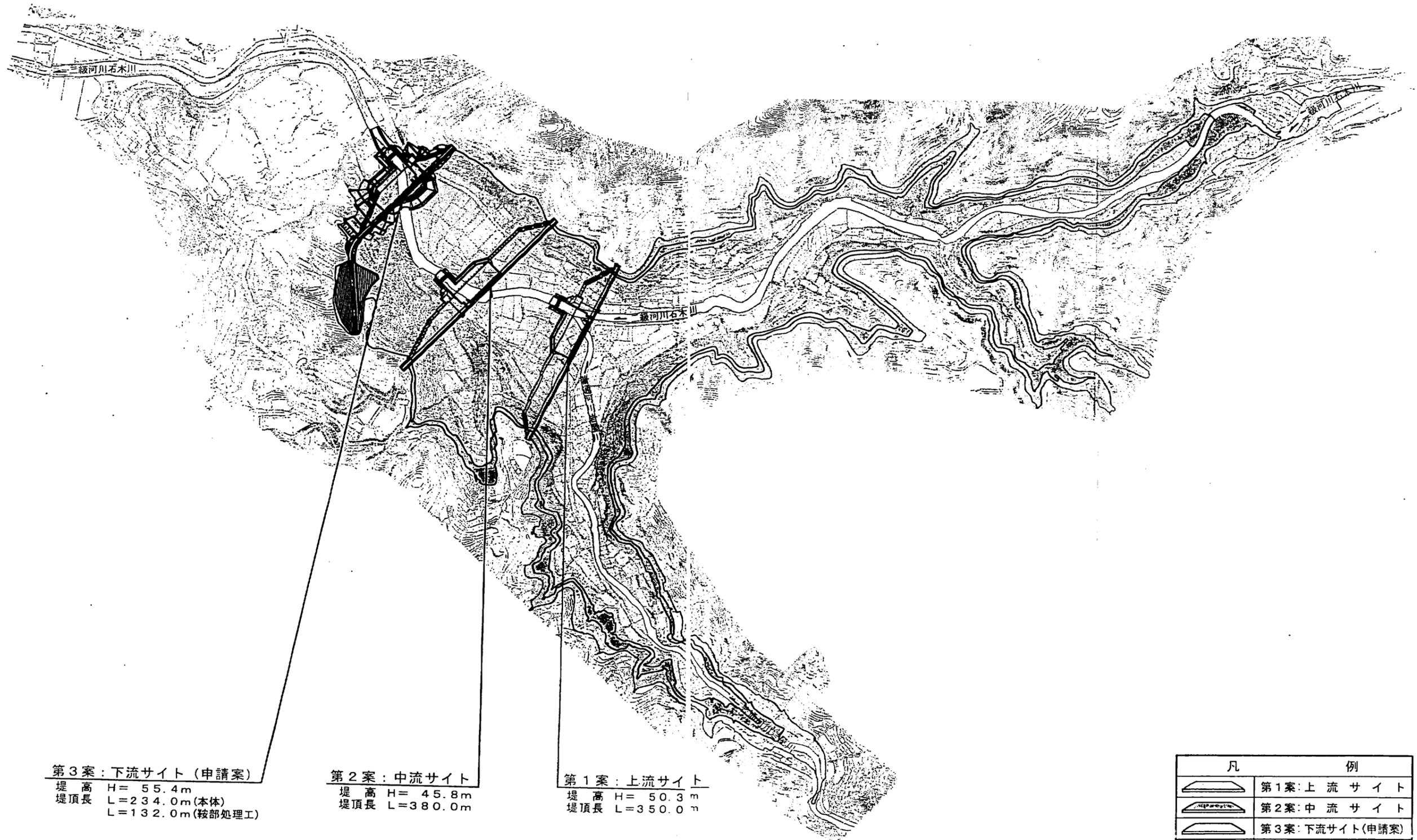
- ①ダムの規模が3案中最も小さくなり、施工性に優れる。なお、左岸側に鞍部処理工が必要となるが、簡易な施工が可能である。
- ②貯水効率が3案中最も優れる。
- ③事業費が3案中最も廉価となる。

以上、3候補地について比較検討（別添「ダムサイト候補地点比較表」及び「ダムサイト候補地点比較図」参照）した結果、第3案（下流サイト）をダムサイトの位置とすることが社会的、技術的及び経済的に最良であると判断した。

ダムサイト候補地点比較表

項目		第1案 (上流サイト)	第2案 (中流サイト)	第3案 (下流サイト：申請案)	備考
地形概要		幅広の谷に位置し、長い堤頂長が必要となる。また、左岸側がやせ尾根となる。	左岸側が斜度20°程度の緩傾斜面であり、幅広の谷となっているため、長い堤頂長が必要となる。	直上流の幅広の谷に比べダムサイト付近が狭窄部を形成している。	
地質概要		左岸中位標高から河床にかけて火山角礫岩Vbが分布し、その下位標高に堅岩の安山岩An3が分布する。また、左右岸の高位標高にも堅岩の安山岩An5が分布する。さらに、貯水池の基盤岩分布は、ほとんどが難透水性の地質である。	左岸の高位標高～中位標高にかけて火山角礫岩Vbが分布し、その低位標高～河床～右岸の高位標高の一体に堅岩の安山岩An3が分布する。また、河床の一部に火山角礫岩Vbが分布する。さらに、貯水池の基盤岩分布は、ほとんどが難透水性の地質である。	複数の安山岩及び火山角礫岩からなり、ダム軸の左右岸斜面では浅い部分より堅岩が分布する。また、貯水池の基盤岩分布は、ほとんどが難透水性の地質である。	
検討項目	ダムの型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	
	堤高	50.3m	45.3m	55.4m	
	堤頂長	350m	380m	234m	
	堤体積	305,000m ³	258,000m ³	157,000m ³	
	集水面積	9.0km ²	9.1km ²	9.3km ²	
	総貯水容量	5,480,000m ³	5,480,000m ³	5,480,000m ³	
	貯水効率	18.0	21.2	34.9	貯水効率=総貯水容量/堤体積
	補償面積	0.4km ²	0.4km ²	0.4km ²	
	付替道路	7.8km	7.2km	6.4km	
	支障家屋	62戸	65戸	67戸	
	総事業費	396億円	358億円	285億円	
総合評価		支障家屋が3案中最も少なくなるという点はあるが、 ①ダムの規模が3案中最も大きくなり、施工性に劣る。②貯水効率が3案中最も劣る。③事業費が3案中最も高額となる。 以上のとおり、不利な点が多く、社会的、技術的及び経済的に見て合理的な計画とは言えない。	支障家屋が第3案に比べ少なくなるという点はあるが、 ①ダムの規模が第3案に比べ大きくなり、施工性に劣る。②貯水効率が第3案に比べ劣る。③事業費が第3案に比べ高額となる。 以上のとおり、不利な点が多く、社会的、技術的及び経済的に見て合理的な計画とは言えない。	支障家屋が3案中最も多くなるという点はあるが、 ①ダムの規模が3案中最も小さくなり、施工性に優れる。なお、左岸側に鞍部処理工(堤頂長132m、堤体積24,100m ³)が必要となるが、簡易な施工が可能である。②貯水効率が3案中最も優れる。③事業費が3案中最も廉価となる。 以上のとおり、利点が多く、社会的、技術的及び経済的に見て最も合理的な計画である。	
判定		不採用	不採用	採用	

ダムサイト候補地点比較図 1葉中1
 長崎県東彼杵郡川棚町地内 縮尺 7,000分の1



第3案：下流サイト（申請案）

堤高 H=55.4m
 堤頂長 L=234.0m(本体)
 L=132.0m(鞍部処理工)

第2案：中流サイト

堤高 H=45.8m
 堤頂長 L=380.0m

第1案：上流サイト

堤高 H=50.3m
 堤頂長 L=350.0m

凡	例
	第1案：上流サイト
	第2案：中流サイト
	第3案：下流サイト(申請案)
	河 川

第2案		第3案 (申請案)	
5.5m (現況幅員)		5.5m (現況幅員)	
3.0m (車道3.0m+路肩0.5m×2)		3.0m (車道3.0m+路肩0.5m×2)	
<p>本案は、トンネル区間が生じないよう、県道嬉野川棚線のうち下流側の区間はダム本体部及び貯水池の左岸側に、上流側の区間は貯水池上を架橋により渡河して右岸側に付け替え、また町道川原線及び農業用道路上辻線については県道対岸側に付け替える案である。</p>		<p>本案は、トンネル区間及び貯水池上の長大橋が生じないよう、ダム本体部及び貯水池の左岸側に県道嬉野川棚線及び農業用道路上辻線を、また対岸の右岸側に町道川原線を付け替える案である。</p>	
なし		なし	
宅地	940 m ²	宅地	880 m ²
田	8,150 m ²	田	7,540 m ²
畑	3,400 m ²	畑	3,630 m ²
山林	94,780 m ²	山林	100,040 m ²
雑種地	12,760 m ²	雑種地	12,770 m ²
ため池	50 m ²	ため池	50 m ²
水路	0 m ²	水路	0 m ²
計	120,080 m ²	計	124,910 m ²
延長	5,840 m	延長	5,558 m
切土量	483,420 m ³	切土量	528,260 m ³
盛土量	70,930 m ³	盛土量	99,680 m ³
梁工	693 m	橋梁工	410 m
トンネル工	0 m	トンネル工	0 m
事業費	6,074 (百万円)	事業費	5,152 (百万円)
工事費	5,306	工事費	4,376
用地費及び補償費	768	用地費及び補償費	776
<p>によると、用地面積が少なくなるという点はあるが、</p> <p>支障となる宅地面積が多くなり、土地利用に与える影響が大きい。</p> <p>橋区間(貯水池)が生じ施工性に劣る。</p> <p>事業費が高額となる。</p> <p>のとおり、不利な点が多く、社会的、技術的及び経済的に見て合理的な計画とは言えない。</p>	<p>・ 本案によると、用地面積が多くなるという点はあるが、</p> <p>①支障となる宅地面積が少なくなり、土地利用に与える影響が小さい。</p> <p>②トンネル及び長大橋がなく施工性に優れる。</p> <p>③事業費が廉価となる。</p> <p>以上のとおり、利点が多く、社会的、技術的及び経済的に見て最も合理的な計画である。</p>		
不採用		採用	

比較案		第1案		第2案			
検討項目		第1案		第2案			
設計条件		<p>イ) 県道嬉野川棚線付替工事 道路規格：第3種第4級、設計速度：30km/時、幅員：3.5m</p> <p>ロ) 町道川原線付替工事 道路規格：第3種第5級、設計速度：20km/時、幅員：3.5m</p> <p>ハ) 農業用道路上辻線付替工事 設計速度：20km/時、幅員：3.5m (現況幅員)</p>		<p>イ) 県道嬉野川棚線付替工事 道路規格：第3種第4級、設計速度：30km/時、幅員：3.5m</p> <p>ロ) 町道川原線付替工事 道路規格：第3種第5級、設計速度：20km/時、幅員：3.5m</p> <p>ハ) 農業用道路上辻線付替工事 設計速度：20km/時、幅員：3.5m (現況幅員)</p>		<p>イ) 県道嬉野川棚線付替工事 道路規格：第3種第4級、設計速度：30km/時、幅員：3.5m</p> <p>ロ) 町道川原線付替工事 道路規格：第3種第5級、設計速度：20km/時、幅員：3.5m</p> <p>ハ) 農業用道路上辻線付替工事 設計速度：20km/時、幅員：3.5m (現況幅員)</p>	
計画概要		<p>本案は、現県道の位置を極力維持するため、ダム本体部及び貯水池の右岸側に県道嬉野川棚線を、また対岸の左岸側に町道川原線及び農業用道路上辻線を付け替える案である。</p>		<p>本案は、現県道の位置を極力維持するため、ダム本体部及び貯水池の右岸側に県道嬉野川棚線を、また対岸の左岸側に町道川原線及び農業用道路上辻線を付け替える案である。</p>			
支障家屋		なし		なし			
社会的 項目	用地面積	宅地	1,370 m ²	宅地	1,370 m ²		
		田	8,090 m ²	田	8,090 m ²		
		畑	2,810 m ²	畑	2,810 m ²		
		山林	75,020 m ²	山林	75,020 m ²		
		雑種地	3,610 m ²	雑種地	3,610 m ²		
		ため池	40 m ²	ため池	40 m ²		
		水路	0 m ²	水路	0 m ²		
		計	90,940 m ²	計	90,940 m ²		
技術的 項目	工事内容	延長	5,628 m	延長	5,628 m		
		切土量	272,870 m ³	切土量	272,870 m ³		
		盛土量	52,010 m ³	盛土量	52,010 m ³		
		橋梁工	717 m	橋梁工	717 m		
		トンネル工	490 m	トンネル工	490 m		
経済性		事業費	6,422 (百万円)	事業費	6,422 (百万円)		
		工事費	5,931	工事費	5,931		
		用地費及び補償費	491	用地費及び補償費	491		
総合評価		<p>・ 本案によると、用地面積が少なくなるという点はあるが、</p> <p>①支障となる宅地面積が多くなり、土地利用に与える影響が大きい。</p> <p>②トンネル区間が生じ施工性に劣る。</p> <p>③事業費が高額となる。</p> <p>以上のとおり、不利な点が多く、社会的、技術的及び経済的に見て合理的な計画とは言えない。</p>		<p>・ 本案によると、用地面積が多くなるという点はあるが、</p> <p>①支障となる宅地面積が少なくなり、土地利用に与える影響が小さい。</p> <p>②長大橋がなく施工性に優れる。</p> <p>③事業費が廉価となる。</p> <p>以上のとおり、利点が多く、社会的、技術的及び経済的に見て最も合理的な計画である。</p>			
		不採用		採用			

(2) 関連事業

関連事業として施行する県道、町道及び農業用道路の付替工事は、本体事業の施行に伴い県道、町道及び農業用道路が遮断されるため、これらの施設の機能維持について、事業に必要な範囲で付け替えを行うものである。

ルートを選定に当たっては、考えられる3案について社会的、技術的及び経済的諸条件等を比較検討（別添「路線比較検討一覧表」及び「添付図面第8号：付替道路ルート比較図」参照）した結果、3案中最も、支障となる宅地面積が少なく、構造物の延長が短く施工性に優れ、事業費が廉価となるルート（ダム本体部及び貯水池の左岸側に県道及び農業用道路、また右岸側に町道を付け替えるルート）である第3案に決定した。

以上のとおり、起業地を本件事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

添付書類第2号

法第4条に規定する土地に関する調書

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備
				管 理 者
1	長崎県東彼杵郡川棚町石 木郷字鶴堂及び字浦ノ山 地内	町 道 (鶴堂矢杖線)	86 m ²	川 棚 町
2	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原地内	電 話 線	16 m	西日本 電信電話 株式会社
3	同 上	県 道 (嬉野川棚線)	15 m ²	長 崎 県
4	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原、字川原平、 字瀬戸ノ尾尻、字狩集及 び字二反田並びに木場郷 字タリカド、字笹ノ本、 字鶯ノ巣及び字迎島地内	電 話 線 (電柱27本)	1,619 m	西日本 電信電話 株式会社
5	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原、字川原平、 字狩集及び字二反田並び に木場郷字タリカド、字 笹ノ本及び字鶯ノ巣地内	配 電 線 (電柱29本)	1,589 m	九州電力 株式会社
6	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字野稻原及び字川原 地内	配 水 管 (口径300mm) (川原取水地含む)	314 m	川 棚 町
7	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原、字川原平、 字瀬戸ノ尾尻、字角合平、 字下這迫、字二反田及び 字上辻並びに木場郷字タ リカド、字笹ノ本、字鶯 ノ巣、字西ノ迫、字迎島 及び字下木場地内	県 道 (嬉野川棚線)	9,707 m ²	長 崎 県

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
8	長崎県東彼杵郡川棚町石 木郷字鶴堂並びに岩屋郷 字野稻原、字祓川、字矢 杖及び字浦ノ谷地内	町 道 (鶴堂矢杖線)	1,854 m ²	川 棚 町	有
9	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字矢杖地内	消 防 用 施 設 (消防防災無線システム)	1箇所	川 棚 町	有
10	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字瀬戸ノ尾尻地内	配 電 線 (電柱1本)	51 m	九州電力 株式会社	有
11	同 上	電 話 線	50 m	西日本 電信電話 株式会社	有
12	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字矢杖及び字浦ノ谷 地内	町 道 (岩屋大平線)	827 m ²	川 棚 町	有
13	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字浦ノ谷及び字岩屋 ノ前地内	町 道 (岩屋大平線)	157 m ²	川 棚 町	有
14	同 上	配 電 線	22 m	九州電力 株式会社	有
15	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字岩屋ノ前地内	配 電 線 (電柱2本)	85 m	九州電力 株式会社	有
16	同 上	電 話 線	87 m	西日本 電信電話 株式会社	有
17	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字矢杖、字岩屋ノ前 字大平、字大迫、字百堂 及び字坊ノ前地内	普 通 河 川 (岩屋川)	8,555 m ²	川 棚 町	有

図面表示番号	県、郡、市、区、町村、大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積等	備考	
				管理者	意見書の有無
18	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字勘藏平及び字大平地内	電話線	52 m	西日本電信電話株式会社	有
19	同上	配電線 (電柱1本)	64 m	九州電力株式会社	有
20	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字大平地内	農業用道路 (大平1号線)	258 m ²	川棚町	有
21	同上	消防用施設 (消防防災無線システム)	1箇所	川棚町	有
22	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字矢杖、字岩屋ノ前、字大平、字権現平、字大迫、字百堂及び字瀬戸ノ尾尻地内	町道 (岩屋線)	4,215 m ²	川棚町	有
23	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字矢杖、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前及び字瀬戸ノ尾尻地内	電話線 (電柱3本)	842 m	西日本電信電話株式会社	有
24	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字川原、字川原平、字矢杖、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前及び字瀬戸ノ尾尻地内	配電線 (電柱15本)	858 m	九州電力株式会社	有
25	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字瀬戸ノ尾尻、字角合平及び字狩集地内	配電線 (電柱2本)	117 m	九州電力株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
26	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原、字川原平、 字角合平、字狩集道上及 び字狩集地内	町 道 (川 原 線)	1,434 m ²	川 棚 町	有
27	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字角合平及び字狩集 地内	電 話 線	49 m	西日本 電信電話 株式会社	有
28	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字二反田及び字上辻 地内	電 話 線	136 m	西日本 電信電話 株式会社	有
29	同 上	配 電 線 (電 柱 3 本)	133 m	九州電力 株式会社	有
30	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上這迫地内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	55 m ²	川 棚 町	有
31	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字下這迫及び字上這 迫地内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	775 m ²	川 棚 町	有
32	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻及び字下辻地 内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	161 m ²	川 棚 町	有
33	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻地内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	30 m ²	川 棚 町	有
34	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字二反田、字上辻及 び字平六淵並びに木場郷 字タリカド地内	電 話 線 (電 柱 3 本)	253 m	西日本 電信電話 株式会社	有
35	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻及び字平六淵 並びに木場郷字タリカド 地内	配 電 線 (電 柱 3 本)	252 m	九州電力 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
36	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻、字勘太平、 字タル谷及び字中ノ川内 地内	普 通 河 川 (中ノ川内川)	3,734 m ²	川 棚 町	有
37	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字中ノ川内地内	配 電 線	7 m	九州電力 株式会社	有
38	同 上	電 話 線	7 m	西日本 電信電話 株式会社	有
39	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻及び字平六淵 地内	町 道 (中ノ川内線)	1,129 m ²	川 棚 町	有
40	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字迎畠地内	配 電 線 (電柱1本)	47 m	九州電力 株式会社	有
41	同 上	配 電 線	19 m	九州電力 株式会社	有
42	同 上	電 話 線 (電柱2本)	59 m	西日本 電信電話 株式会社	有
43	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字下木場地内	配 電 線	8 m	九州電力 株式会社	有
44	同 上	配 電 線	13 m	九州電力 株式会社	有
45	同 上	県 道 (嬉野川棚線)	89 m ²	長 崎 県	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
46	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字笹ノ本、字鳶ノ巢 及び字迎島地内	電 話 線	43 m	西日本 電信電話 株式会社	有
47	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字迎島地内	電 話 線	24 m	西日本 電信電話 株式会社	有
48	同 上	電 話 線	9 m	西日本 電信電話 株式会社	有
49	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字下木場地内	電 話 線	13 m	西日本 電信電話 株式会社	有
50	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字瀬戸ノ尾尻地内	消 防 詰 所	29 m ²	川 棚 町	有

添付書類第3号

法第4条に規定する土地の管理者の意見書

照会文(写) 8通

回答文(写) 8通

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

道路管理者 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起 業 者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



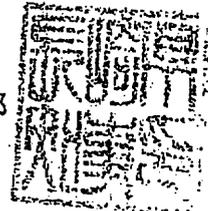
起 業 者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子 原二郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備 考
3	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原地内	県 道 (嬉野川棚線)	15 m ²	
7	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原、字川原平、 字瀬戸ノ尾尻、字角合平、 字下這迫、字二反田及び 字上辻並びに木場郷字タ リカド、字笹ノ本、字鳶 ノ巣、字西ノ迫、字迎畠 及び字下木場地内	県 道 (嬉野川棚線)	9,707 m ²	
45	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字下木場地内	県 道 (嬉野川棚線)	89 m ²	

21道維第 263 号

平成21年10月20日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

道路管理者 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について(回答)

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村一義様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子原二郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
1	長崎県東彼杵郡川棚町石 木郷字鶴堂及び字浦ノ山 地内	町 道 (鶴堂矢杖線)	86 m ²	
8	長崎県東彼杵郡川棚町石 木郷字鶴堂並びに岩屋郷 字野稻原、字祓川、字矢 杖及び字浦ノ谷地内	町 道 (鶴堂矢杖線)	1,854 m ²	
12	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字矢杖及び字浦ノ谷 地内	町 道 (岩屋大平線)	827 m ²	
13	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字浦ノ谷及び字岩屋 ノ前地内	町 道 (岩屋大平線)	157 m ²	
22	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字矢杖、字岩屋ノ前、 字大平、字権現平、字大 迫、字百堂及び字瀬戸ノ 尾尻地内	町 道 (岩屋線)	4,215 m ²	
26	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原、字川原平、 字角合平、字狩集道上及 び字狩集地内	町 道 (川原線)	1,434 m ²	
39	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻及び字平六淵 地内	町 道 (中ノ川内線)	1,129 m ²	



河川第 796号

平成27年10月16日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について(回答)

平成27年10月16日付け河第317号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

普通河川管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村一義様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子原二郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
17	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字矢杖、字岩屋ノ前、字大平、字大迫、字百堂及び字坊ノ前地内	普通河川 (岩屋川)	8,555 m ²	
36	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字上辻、字勘太平、字タル谷及び字中ノ川内地内	普通河川 (中ノ川内川)	3,734 m ²	



河川建第 799 号

平成27年10月16日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

普通河川管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について(回答)

平成27年10月14日付け河第214号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

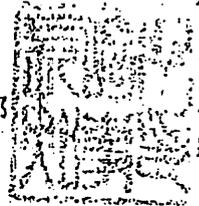
農業用道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村一義様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子原二郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
20	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字大平地内	農 業 用 道 路 (大平1号線)	258 m ²	
30	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上這迫地内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	55 m ²	
31	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字下這迫及び字上這 迫地内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	775 m ²	
32	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻及び字下辻地 内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	161 m ²	
33	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻地内	農 業 用 道 路 (上 辻 線)	30 m ²	



21川産技第478号

平成21年10月20日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝長 則男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

農業用道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (回答)

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、
下記のとおり回答します。

記

当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

消防用施設管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村一義様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子原二郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
9	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字矢杖地内	消 防 用 施 設 (消防防災無線システム)	1 箇所	
21	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字大平地内	消 防 用 施 設 (消防防災無線システム)	1 箇所	
50	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字瀬戸ノ尾尻地内	消 防 詰 所	29 m ²	



21川総防第398号
平成21年10月27日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原 二 郎 様

消防用施設管理者 川 棚 町
上記代表者 川棚町長 竹 村 一 義



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (回答)

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】 当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

水道事業管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義 様

起 業 者 長 崎 県 長 崎 市 江 戸 町 2 番 13 号

(河川管理者) 長 崎 県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



起 業 者 長 崎 県 佐 世 保 市 八 幡 町 1 番 10 号

(水道事業者) 佐 世 保 市

上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男

上記代理人 長 崎 県 長 崎 市 江 戸 町 2 番 13 号

長 崎 県 知 事 金 子 原 二 郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
6	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字野稻原及び字川原 地内	配 水 管 （ 口 径 300 mm ） （川原取水地含む）	314 m	



21川水第177号
平成21年10月20日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

水道事業管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹 村 一 義



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について(回答)

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、
下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

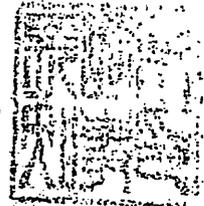
西日本電信電話株式会社

長崎支店長 黒木 幸一 様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長 則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子 原二郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
2	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原地内	電 話 線	16 m	
4	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字川原、字川原平、 字瀬戸ノ尾尻、字狩集及 び字二反田並びに木場郷 字タリカド、字笹ノ本、 字鷲ノ巢及び字迎畠地内	電 話 線 (電柱 27 本)	1,619 m	
11	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字瀬戸ノ尾尻地内	電 話 線	50 m	
16	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字岩屋ノ前地内	電 話 線	87 m	
18	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字勘藏平及び字大平 地内	電 話 線	52 m	
23	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字矢杖、字岩屋ノ前、 字岩ノ上、字勘藏平、字 大平、字権現平、字大迫、 字百堂、字坊ノ前及び字 瀬戸ノ尾尻地内	電 話 線 (電柱 3 本)	842 m	
27	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字角合平及び字狩集 地内	電 話 線	49 m	
28	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字二反田及び字上辻 地内	電 話 線	136 m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
34	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字二反田、字上辻及 び字平六淵並びに木場郷 字タリカド地内	電 話 線 (電柱3本)	253 m	
38	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字中ノ川内地内	電 話 線	7 m	
42	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字迎島地内	電 話 線 (電柱2本)	59 m	
46	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字笹ノ本、字鷺ノ巢 及び字迎島地内	電 話 線	43 m	
47	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字迎島地内	電 話 線	24 m	
48	同 上	電 話 線	9 m	
49	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字下木場地内	電 話 線	13 m	

西長支設 第365号
平成21年10月21日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝長 則男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

西日本電信電話株式会社
長崎支店長 黒木 幸



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について(回答)

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

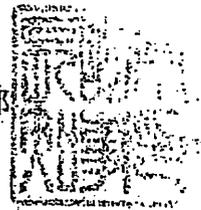
九州電力株式会社

大村営業所長 山崎寿文様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子原二郎



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
5	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字川原、字川原平、字狩集及び字二反田並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本及び字鷲ノ巣地内	配 電 線 (電柱 29 本)	1,589 m	
10	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字瀬戸ノ尾尻地内	配 電 線 (電柱 1 本)	51 m	
14	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字浦ノ谷及び字岩屋ノ前地内	配 電 線	22 m	
15	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字岩屋ノ前地内	配 電 線 (電柱 2 本)	85 m	
19	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字勘藏平及び字大平地内	配 電 線 (電柱 1 本)	64 m	
24	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字川原、字川原平、字矢杖、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前及び字瀬戸ノ尾尻地内	配 電 線 (電柱 15 本)	858 m	
25	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字瀬戸ノ尾尻、字角合平及び字狩集地内	配 電 線 (電柱 2 本)	117 m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土地の 面積等	備 考
29	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字二反田及び字上辻 地内	配 電 線 (電柱3本)	133 m	
35	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字上辻及び字平六湊 並びに木場郷字タリカド 地内	配 電 線 (電柱3本)	252 m	
37	長崎県東彼杵郡川棚町岩 屋郷字中ノ川内地内	配 電 線	7 m	
40	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字迎畠地内	配 電 線 (電柱1本)	47 m	
41	同 上	配 電 線	19 m	
43	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字下木場地内	配 電 線	8 m	
44	同 上	配 電 線	13 m	

第254号
平成21年10月21日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子原二郎様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝長 則男様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子原二郎様

九州電力株式会社
大村営業所長 山崎 寿



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

但し、当該配電線路は、移設（用地確保を含む）が必要となりますので特段のご配慮、ご協力を賜りますよう、お願い致します。

以上

添付書類第4号

法令の規定による制限のある土地に関する
行政機関の意見書

照会文（写） 2 通

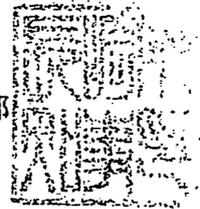
回答文（写） 2 通

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

長崎県知事 金子 原二郎 様

起 業 者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



起 業 者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	利用制限 法令名	供している 土地の 面積等	備考
う	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字笹ノ本地内	保安林	森林法	9,680 m ²	
え	同上	保安林	森林法	16 m ²	
お	同上	保安林	森林法	131 m ²	
か	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字タリカド地内	保安林	森林法	9,314 m ²	
き	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字笹ノ本地内	保安林	森林法	380 m ²	
く	長崎県東彼杵郡川棚町木 場郷字鷲ノ巢地内	保安林	森林法	1,374 m ²	

2/林第595号

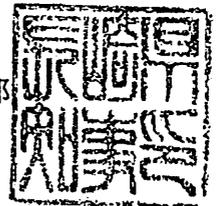
平成2/年10月20日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

長崎県知事 金子 原二郎



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について(回答)

平成2/年10月14日付け2/河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

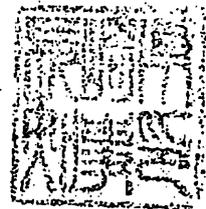
普通河川管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義 様

起 業 者 長 崎 県 長 崎 市 江 戸 町 2 番 13 号

(河川管理者) 長 崎 県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



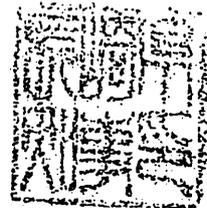
起 業 者 長 崎 県 佐 世 保 市 八 幡 町 1 番 10 号

(水道事業者) 佐 世 保 市

上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男

上記代理人 長 崎 県 長 崎 市 江 戸 町 2 番 13 号

長 崎 県 知 事 金 子 原 二 郎



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について (照会)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	県、郡、市、区、町村、大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	利用制限法令名	供している土地の面積等	備考
あ	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字矢杖、字岩屋ノ前、字大平、字大迫、字百堂及び字坊ノ前地内	普通河川（岩屋川）	川棚町法定外公共物管理条例	8,555 m ²	
い	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字上辻、字勘太平、字タル谷及び字中ノ川内地内	普通河川（中ノ川内川）	川棚町法定外公共物管理条例	3,734 m ²	



→川建第 798 号

平成→/年10月16日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

普通河川管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について(回答)

平成→/年10月14日付け→河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】当該土地の起業地編入については支障ありません。

添付書類第5号

関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

協議文（写） 3 通

回答文（写） 3 通

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

道路管理者 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起 業 者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



起 業 者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子 原二郎



土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について (協議)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の施設の付替を、同法第18条第2項第3号の関連事業として施行する必要を生じたことを証するため御意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	所在地	施設の種類 及び名称	現況			計画		
			延長	幅員	構造 形式	延長	幅員	構造 形式
イ	長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂、字浦ノ山及び字ツブキ、岩屋郷字野稻原、字祓川、字浦ノ谷、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字瀬戸ノ尾、字角合平、字下這迫、字上這迫、字上辻、字下辻及び字平六淵並びに木場郷字笹ノ本、字陰ノ迫、字迎畠及び字下木場地内	県道 嬉野 川棚線	2,340m	5.5m	アスファルト コンクリート 舗装	2,842m	5.5m	アスファルト コンクリート 舗装

21道維第 262号

平成21年10月20日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

道路管理者 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様



土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について(回答)

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】施設の付替については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成21年10月14日

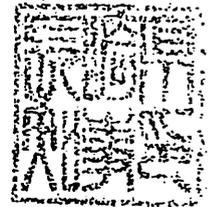
道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村一義様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子原二郎



土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について (協議)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の施設の付替を、同法第18条第2項第3号の関連事業として施行する必要を生じたことを証するため御意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	所在地	施設の種類 及び名称	現 況			計 画		
			延長	幅員	構造 形式	延長	幅員	構造 形式
口	長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字ツブキ及び字鶴堂、岩屋郷字祓川、字野稻原、字川原、字川原平、字狩集道上及び字大山口並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字鷲ノ巣、字西ノ迫、字下木場及び字迎島地内	町 道 川 原 線	535m	3.0m	コンクリート 舗 装	2,249m	4.0m	アスファルト コンクリート 舗 装



2/川建第 797 号

平成27年10月16日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝 長 則 男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義



土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について(回答)

平成27年10月14日付け2/河第314号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【意見】施設の付替については支障ありません。

21 河 第 314 号

平成 21 年 10 月 14 日

農業用道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村一義様

起業者 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号

(河川管理者) 長崎県

上記代表者 長崎県知事 金子原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

(水道事業者) 佐世保市

上記代表者 佐世保市長 朝長則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号

長崎県知事 金子原二郎



土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について (協議)

長崎県及び佐世保市が施行する二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る別記調書記載の施設の付替を、同法第18条第2項第3号の関連事業として施行する必要を生じたことを証するため御意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	所在地	施設の種類 及び名称	現 況			計 画		
			延長	幅員	構造 形式	延長	幅員	構造 形式
ハ	長崎県東彼杵郡川棚 町岩屋郷字上辻地内	農 業 用 道 路 上 辻 線	410m	3.5m	コンクリート 舗 装	142m	3.5m	コンクリート 舗 装



21川産技第478号

平成21年10月20日

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎 様

起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝長 則男 様

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎 様

農業用道路管理者 川棚町

上記代表者 川棚町長 竹村 一 義



土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく意見について (回答)

平成21年10月14日付け21河第314号で照会のあったこのことについて、
下記のとおり回答します。

記

施設の付替については支障ありません。

添付書類第6号

事業の施行に関して行政機関の認可等があったことを証する書面

- (1) 河川法第79条第2項による回答文（写）
- (2) 水道法第10条第1項に基づく認可書（写）
- (3) 河川法第23条、第24条及び第26条第1項に基づく許可書（写）

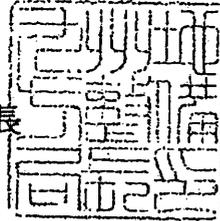
(1) 河川法第79条第2項による回答文（写）



国九整地河第26号
平成21年3月11日

長崎県知事 殿

国土交通省
九州地方整備局長



石木ダム建設事業全体計画変更について（回答）

平成21年1月6日付け20河第448号で協議のあった標記については、支障ありません。

(2) 水道法第10条第1項に基づく認可書 (写)



厚生省環第 6 号

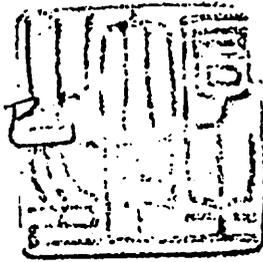
佐世保市

水道法第10条第1項の規定に基づき、
昭和50年11月13日佐水第708号
申請の佐世保市水道事業における次に掲
げる変更を認可する。

昭和51年1月10日

厚生大臣

田中正巳



記

1. 給水区域を石ノ尾町, 吉福町, 木原町, 江永町, 横手町, 針尾東町, 針尾西町, 針尾中町, 針尾北町, 江上町, 成間町, 瀬道町, 萩坂町, 奥山町, 岩津町, 長畑町, 南風崎町, 八ノ久保町, 踊石町, 柳本町, 上袖木町に拡張すること

の全部又は一部

1. 給水人口を 280,000 人に拡張すること

1. 給水量を一日最大給水量 156,250 立方メートルに拡張すること

(3) 河川法第23条、第24条及び第26条第1項に基づく許可書 (写)



許 可 書

県北振興局長経由
長崎県指令20河第543号

長崎県佐世保市八幡町4番8号
佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 吉村 敬一

平成20年10月3日付け20佐水源第56号で、佐世保市水道事業及び下水道事業管理者より申請のあった二級河川川棚川水系川棚川における水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可については、別添のとおり水利使用規則を附して許可する。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

平成21年3月18日

河川管理者

長崎県知事 金子 原 二 郎



別 記

水利使用規則（平成20年3月31日長崎県指令19河第639号）の全部を次のように改正する。

水 利 使 用 規 則

長崎県指令20河第543号
平成21年3月18日

佐 世 保 市 水 道

（目的）

第1条 この水利使用は、水道のためにするものとする。

（取水口の位置）

第2条 取水口の位置は次のとおりとする。

山道堰左岸取水口 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷1380番地先（川棚川左岸）
山道堰右岸取水口 同県同郡同町中組郷1183番1地先（川棚川右岸）

（最大取水量等）

第3条 最大取水量は、次のとおりとする。

山道堰左岸取水口 0.463 m³/s（一日最大取水量 40,000 m³）
山道堰右岸取水口 0.173 m³/s（一日最大取水量 15,000 m³）

2 石木ダム貯水池（以下「貯水池」という。）の常時満水位及び最低水位は、次のとおりとする。

常時満水位 標高 63.30 m
最低水位 標高 44.20 m

（取水及び流水の貯留の条件等）

第4条 取水及び貯留池における流水の貯留は、次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 貯水池における流水の貯留は、貯水池の流入量の範囲内において、山道橋利水基準点において川棚川の流量が0.12 m³/sを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うこと。
- (2) その他、次に掲げるものに対して支障を生じないようにすること。ただし、(ロ)に掲げるものに対しては、既に貯水池に貯留された流水を引き続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りでない。
 - (イ) 石木ダム（以下「ダム」という。）による洪水調節及び流水の正常な機能の維持
 - (ロ) この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業

- 2 山道堰取水口からの取水は、当該取水地点における川棚川の流量が、 $0.12 \text{ m}^3/\text{s}$ を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うこと。
- 3 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

（河川工事等による支障の受認）

第5条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することができない。

（工作物及び土地の占用）

第6条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は、次の表のとおりとする。

区 分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積	摘 要
石木ダム (鞍部処理工を含む。)	石木川左岸 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷 字野稻原 14 番 4 地先 右岸 同県同郡同町岩屋郷字川原平 1011 番 1 地先	15,935.00 m^2	
山道堰 (取水設備を含む。)	川棚川左岸 同県同郡同町百津郷 1380 番地先 右岸 同県同郡同町中組郷 1183 番 1 地先	1,724.55 m^2	右岸取水口については川棚町水道と共同施設。 山道堰については川棚町及び岩立水利組合と共同使用。
合 計		17,659.55 m^2	

（許可期限等）

第7条 許可期限は、平成30年3月31日とする。

- 2 許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の6月前から許可期限の1月前までの間にしなければならない。

(工事)

第8条 工期は、この許可の日から平成29年3月31日までとする。

- 2 水利使用者は、この許可に係る工事の実施については、県北振興局長が河川管理上必要と認めてする指示に従わなければならない。
- 3 水利使用者は、この許可に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、県北振興局長にその旨を届け出なければならない。
- 4 水利使用者は、工期内に、この許可に係る工事のすべてを完成し、かつ、当該工事のすべてについて河川管理者が行う検査を受けなければならない。
- 5 前項の検査(河川法第30条の規定によるものを除く。)の申請は、河川法施行規則第19条又は第20条の規定の例によりしなければならない。
- 6 水利使用者は、第5項の検査に合格した後でなければ、当該検査に係る工作物又はその部分を使用してはならない。

(管理規程)

第9条 水利使用者は、すみやかに、堰の操作の方法その他堰の管理について管理規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 山道堰の管理は、前項の承認を受けた管理規程に従って行わなければならない。
- 3 河川管理者は、堰に関する工事又は河川の状況の変化その他当該に関する特別の事情によりこの管理規程によっては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、この管理規程の変更を命ずることができる。

(取水の開始の届出)

第10条 水利使用者は、取水(設備の点検のためにするものを除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、長崎県知事にその旨を届けでなければならない。

(取水量の測定等)

第11条 水利使用者は、電磁流量計を用いて毎日の取水量を測定し、年ごとにその結果を取りまとめて、翌年の1月31日までにこれを河川管理者に報告しなければならない。

(ポンプ施設等の設計の変更等の承認)

第12条 水利使用者は、この水利使用に係るポンプ施設その他の取水施設で河川区域外にあるものの取水能力を変更し、その他その設計を変更し、又はこれを改築しようとするときは、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければならない。ただし、その設計の変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(申請等の経由)

第13条 この水利使用規則により河川管理者及び長崎県知事に対してなすべき承認若しくは検査の申請、届出又は報告は県北振興局を経由してしなければならない。

(標識の掲示)

第14条 水利使用者は、河川管理者の指示するところにより、この許可に係る水利使用の内容、その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(失効)

第15条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

- (1) この水利使用が廃止されることとなる水道法の規定による処分があったとき。
- (2) 許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき。

(この水利使用規則の改正)

第16条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(施設被害時の報告)

第17条 水利使用者は、洪水又は暴風雨、地震、その他の原因によりこの許可に係る工作物に関して異常かつ、重大な状態を発見したときは、直ちに応急の措置をするとともに、県北振興局にその旨を報告しなければならない。

添付書類第7号

法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面

平成21年11月9日

国土交通省
九州地方整備局長 岡本 博 様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝長 則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎



土地収用法第15条の14の規定により講じた措置は、次のとおりである。

記

1 事業の種類

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事

2 説明のための会合を開催した日時

- ①平成21年10月23日(金曜日)午後7時00分から午後9時15分まで
- ②平成21年11月6日(金曜日)午後7時00分から午後10時15分まで

3 説明のための会合を開催した場所

- ①長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1506番地 川棚町公会堂
- ②長崎県東彼杵郡川棚町下組郷385番地1号 長崎県央農業協同組合川棚支店

4 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称

- ①平成21年10月15日(木曜日)の長崎新聞(朝刊)及び西日本新聞(朝刊)
- ②平成21年10月29日(木曜日)の長崎新聞(朝刊)及び西日本新聞(朝刊)

- 5 施行規則第1条の2第1項第3号の規定による通知を行った者の数
- ①199名
 - ②261名
- 6 説明のための会合に参加した者の概数
- ①約200名
 - ②約150名
- 7 説明のための会合を打ち切った場合においては、その旨及びその根拠となる条項
- ①なし
 - ②なし



県からのお知らせ
TEL 0956-82-5109
FAX 0956-82-5109
〒850-0824 長崎県佐世保市江戸町2番13号

土地収用法に基づく事前説明会の開催について

土地収用法(昭和26年第219号)第15条の14の規定に基づく事業の目的及び内容についての説明会を開催します。

- 起業者の名称及び住所
長崎県／代表者 長崎県知事 金子原二郎
住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
佐世保市／代表者 佐世保市長 朝長 則男
住 所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 事業の種類
二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事
- 事業の施行を予定する土地の所在
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷、岩屋郷及び木場郷地内
- 開催日時
平成21年10月23日(金)19時～21時
- 開催場所
川棚町公会堂(長崎県東彼杵郡川棚町中畑郷1506番地)
- 問合せ
長崎県石木ダム建設事務所 ☎0956-82-5109



県からの
お知らせ
TEL 0956-82-5109
FAX 0956-82-5109
〒850-0824 長崎県佐世保市江戸町2番13号

土地収用法に基づく事前説明会の開催について

土地収用法(昭和26年第219号)第15条の14の規定に基づく事業の目的及び内容についての説明会を開催します。

- 起業者の名称及び住所
長崎県／代表者 長崎県知事 金子原二郎
住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
佐世保市／代表者 佐世保市長 朝長 則男
住 所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 事業の種類
二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事
- 事業の施行を予定する土地の所在
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷、岩屋郷及び木場郷地内
- 開催日時
平成21年10月23日(金)19時～21時
- 開催場所
川棚町公会堂(長崎県東彼杵郡川棚町中畑郷1506番地)
- 問合せ
長崎県石木ダム建設事務所 ☎0956-82-5109



土地収用法に基づく事前説明会の開催について

土地収用法(昭和26年法律第219号)第15条の14の規定に基づく事業の目的及び内容についての説明会を開催します。

○起業者の名称及び住所

長崎県／代表者 長崎県知事 金子原二郎
住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
佐世保市／代表者 佐世保市長 朝長 則男
住 所 長崎県佐世保市八幡町1番10号

○事業の種類

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事

○事業の施行を予定する土地の所在

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷、岩屋郷及び木場郷地内

○開催日時

平成21年11月6日(金)19時～21時

○開催場所

長崎県中央農業協同組合川棚支店(長崎県東彼杵郡川棚町下組郷385-1)

○問合せ

長崎県石木ダム建設事務所 ☎0956-82-5109



土地収用法に基づく事前説明会の開催について

土地収用法(昭和26年法律第219号)第15条の14の規定に基づく事業の目的及び内容についての説明会を開催します。

○起業者の名称及び住所

長崎県／代表者 長崎県知事 金子原二郎
住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
佐世保市／代表者 佐世保市長 朝長 則男
住 所 長崎県佐世保市八幡町1番10号

○事業の種類

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事

○事業の施行を予定する土地の所在

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷、岩屋郷及び木場郷地内

○開催日時

平成21年11月6日(金)19時～21時

○開催場所

長崎県中央農業協同組合川棚支店(長崎県東彼杵郡川棚町下組郷385-1)

○問合せ

長崎県石木ダム建設事務所 ☎0956-82-5109

委 任 状

下記事業については、土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定に基づく起業者として行うべき手続きの一切の権限を、同法第136条第1項の規定により、長崎県知事 金子原二郎に委任する。

記

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事

平成21年10月14日

起業者（水道事業者）

長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市

上記代表者

佐世保市長 朝長 則男





21河 第 347 号

平成21年11月 9 日

国土交通省

九州地方整備局長 岡本 博 様

起業者 長崎県長崎市江戸町2番13号
(河川管理者) 長崎県
上記代表者 長崎県知事 金子 原二郎



起業者 長崎県佐世保市八幡町1番10号
(水道事業者) 佐世保市
上記代表者 佐世保市長 朝長 則男

上記代理人 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎



手続の保留の申立書

下記により、収用又は使用の手続を保留したいので、土地収用法第31条及び同法第138条第1項において準用する同法第31条の規定により申し立てます。

記

1 起業者の名称 長 崎 県
佐 世 保 市

2 事業の種類 二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、
町道及び農業用道路付替工事

3 収用又は使用の手続を保留する起業地

1) 土 地

^{ながさき} ^{ひがしそのぎ} ^{かわたな} ^{いしきごう} ^{つるどう} ^{つぶき} ^{いわやごう}
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂の一部及び字ツブキの一部、岩屋郷
^{のいらばら} ^{こうばる} ^{こうばるびら} ^{はらいがわ} ^{いわやのまえ} ^{いわのうえ}
字野稻原の一部、字川原、字川原平、字祓川の一部、字岩屋ノ前、字岩ノ上、
^{かんぞうびら} ^{おおひら} ^{ごんげんびら} ^{おおさこ} ^{ひゃくどう} ^{ぼうのまえ} ^{せとのおじり}
字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前、字瀬戸ノ尾尻
の一部、字瀬戸ノ尾、字角合平、字狩集道上、字狩集、字下這迫、字上這迫、
^{にたんだ} ^{おおやまぐち} ^{かみつじ} ^{しもつじ} ^{へいろくぶち} ^{かたばら} ^{たるたに}
字二反田、字大山口、字上辻、字下辻、字平六淵、字勘太平、字タル谷及び
^{なかのこうち} ^{こぼごう} ^{たりかど} ^{ささのもと} ^{かげのさこ} ^{とびのす} ^{にしのさこ}
字中ノ川内並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字陰ノ迫、字鷲ノ巢、字西ノ迫、
^{むかいばたけ} ^{しもこぼ}
字迎 畠及び字下木場地内

2) 漁業権

二級河川川棚川水系石木川

上流 { 右岸 ^{ながさき} ^{ひがしそのぎ} ^{かわたな} ^{こぼごう} ^{むかいばたけ}
長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎 畠 } から
左岸 ^{ながさき} ^{ひがしそのぎ} ^{かわたな} ^{こぼごう} ^{むかいばたけ}
長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎 畠 }
下流 { 右岸 ^{ながさき} ^{ひがしそのぎ} ^{かわたな} ^{いわやごう} ^{のいらばら}
長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原 } に至る間
左岸 ^{ながさき} ^{ひがしそのぎ} ^{かわたな} ^{いわやごう} ^{のいらばら}
長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稻原 }